

五泉市住宅リフォーム事業の流れ

申込期間:令和7年4月1日から(予算枠に達した時点で締め切らせていただきます。)

1. 申し込み

《 提出していただくもの 》

- ①補助金交付申請書兼同意書
- ②リフォーム工事前の写真(日付けが入ったもの)
- ③リフォーム工事の契約書又は見積書の写し
(対象工事とその他の部分を分け、金額の明細がわかるもの)
- ④リフォーム工事の内容がわかる図面等
- ⑤借家の場合は、所有者の同意書

※申請前に着手した工事は補助対象外ですのでご注意ください。

2. 補助金の交付決定

書類審査後、補助金の交付の可否を決定し、市から通知します。

※決定まで2週間程度かかりますので、工事開始日まで余裕をもって申請してください。

※補助金交付決定通知を待たずに工事に着手したい場合は、「補助金交付決定前着手届」を提出してください。

3. 工事着手

《 工事を取りやめる場合 》

「五泉市住宅リフォーム事業中止届」に必要事項を記入し、提出してください。

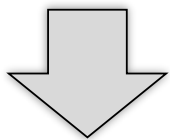
4. 工事完了

《 提出していただくもの 》

- ①補助金減額変更交付申請書兼実績報告書
工事費が減額になった場合はその理由を記載してください。
なお、工事費が増額した場合は、補助金の増額は認められません。
- ②領収書の写し
対象工事とその他の部分を分け、金額の明細がわかるもの
- ③工事後の状況がわかる写真(日付けが入ったもの)
比較できるよう工事前後の写真を提出してください。

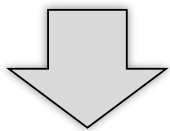
※工事内容によっては、現地を確認させていただく場合があります。

次のページへつづく



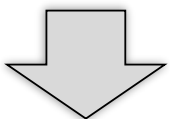
5. 補助金の確定

市が実績報告書を基に補助金の額を確定し、
「五泉市住宅リフォーム事業補助金確定通知書」にて、
申請者へお知らせします。



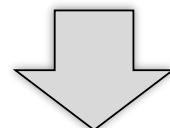
6. 補助金の請求

申請者は、補助金確定通知書を受け取った後、速やかに
「五泉市住宅リフォーム事業補助金請求書」を提出してください。
※請求書は、補助金確定通知書に同封します。



7. 補助金の支払

市は、補助金請求書を受理した後、補助金を申請者の
指定口座への振込でお支払いします。
※振込先は、申請者と同じ名義の口座にしてください。



8. 完了

以上で申請手続きは完了です。
なお、詳しい内容については、お問い合わせください。

お問い合わせ先

商工観光課 商工係

〒959-1692

五泉市太田1094-1

電話:0250-43-3911 (内線279)